

大分県報

平成三十年
第二九八二号
五月十一日

(金曜日)

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
大規模小売店舗に係る公示(二件)……………一
公 告……………三
開発行為の完了……………三

○告示

大分県告示第三百二十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年四月二十日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 宇佐市障がい者共同受注協議会
- 三 代表者の氏名
金 田 英 一
- 四 主たる事務所の所在地
宇佐市大字上元重六百八十七番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

平成三十年五月十一日

- 六 定款変更の内容
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第三百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ須賀店
大分市須賀一丁目百二十三番 外
 - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(一) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 信
 - (二) 福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地の一
大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 信
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年十二月十一日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百八十五平方メートル

大分県報(告示)

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 五十台

(二) 駐車場の位置及び収容台数
建物東北側 十七台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 四十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南西側 八・一六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
二十四時間

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二箇所 建物南東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

二 届出年月日

平成三十年四月十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成三十年五月十一日から同年九月十一日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年九月十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

H I ヒロセ竹田店

竹田市大字君ヶ園字トチセ四百二番一ほか十九筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ホームインプルブメントひろせ

代表取締役社長 中 澤 孝 志

大分市古国府二百四十三―九

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ホームインプルブメントひろせ

代表取締役社長 中 澤 孝 志

大分市古国府二百四十三―九

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年十二月三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内平面 三百四十五台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

建物南側 十五台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 九十平方メートル

建物北側 八十平方メートル

合計 百七十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北側 十七・三二五立方メートル

建物西側 二十八・八三〇立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時間 午前八時

閉店時間 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一箇所 店舗敷地 南側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後六時

二 届出年月日

平成三十年四月二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

2 縦覧期間

平成三十年五月十一日から同年九月十一日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年九月十一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年五月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大山町西大山字横田三千四百四番一ほか一筆並びに字年出三千五百番二ほか十五筆及び三千四百九十四番一ほか三筆の各一部並びに三千四百九十四番一ほか一筆の各地先里道並びに三千四百九十四番一ほか四筆の各地先水路並びに字森ノ前三千五百三十四番一の一部

二 開発区域の面積

一万二千五百十九・三八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市田島二丁目六番一号

日田市長 原 田 啓 介

四 完了検査年月日

平成三十年四月十三日

平成三十年五月十一日

大分県報（告示・公告）